

多摩市教育委員会 殿

学校名 多摩市立東寺方小学校
校長名 伊藤 智子 公印

令和 6 年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第 1 4 0 条の規定に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 将来の「自立」に向け、個々の児童の学習上、生活上の困難の状況に応じた指導を行い、児童の在籍学級における集団適応能力を伸長する。
- (2) 持続可能な社会の創り手となる能力や、共生と協働の心の育成を図るため、その土台となる自己理解や社会性、コミュニケーションの力を育てる指導を行う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 保護者、学級担任、巡回指導教員で、個々の児童の状態を的確に把握し、各自の課題の改善克服のために作成した個別指導計画に基づいて、「自立活動」を基盤とした特別な指導を行う。
- (2) 個別指導計画を活用して指導内容の共通理解や支援教材・教具の共有を図り、目標の達成に努める。また、児童の負担や不安を軽減させるため、在籍学級担任とは環境調整や時間割の調整などの連携も図っていく。
- (3) 臨床発達心理士など専門家の指導助言を受け、指導の工夫・改善に努める。また、校内委員会やスクールカウンセラーとも情報共有し、共通理解のもと指導に当たる。
- (4) 特別支援教室の円滑な運営のため、特別支援教室専門員の児童についての情報収集や、在籍担任をはじめとする校内と巡回指導教員との連絡・調整が効果的に行われるようにする。

3 指導の重点

- (1) 小集団指導や個別指導での成功体験を通して自尊感情を高め、他者との信頼感、協働の心、共感的能力を育てる。
- (2) 様々な学習場面を設定し、個々の困難さや障がいの特性に応じて指導を工夫し、社会性やコミュニケーションの実践的な力を身に付けさせる。また、ICT を効果的に活用し、学級での学習上、生活上の困難さの改善を目指す自立活動を効果的に行う。
- (3) 個々の障害や認知の特性に配慮しながら個別指導を行い、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力の中で特に苦手な分野の改善を図る。

4 その他の配慮事項

- (1) 週当たりの授業時間は 4 単位時間以内を原則とし、小集団指導と個別指導を効果的に取り入れ、個別の教育課程に週当たりの指導時間数を明記する。
- (2) 保護者、学級担任、臨床発達心理士、スクールカウンセラー、専門機関などとも情報共有し、共通理解を図って指導に当たり、校内委員会を活用して指導内容や指導時間数の見直しを図る。